

地域貢献地元企業の認定申請について

令和8年4月1日
新潟県土木部都市局営繕課

地域保全型工事（建築一式、電気及び管工事）の発注を計画しています。
当該工事の発注に係る指名業者は、令和8・9年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ、地域貢献地元企業として認定した者の中から指名するので、認定を希望する者は下記により申請してください。

記

1 募集範囲

新潟県に主たる営業所を有する者

2 申請期間

- 定期申請 令和8年4月15日（水）から令和8年5月14日（木）まで
- 随時申請 令和8年5月15日（金）から令和10年3月31日（金）まで

3 認定要件

新潟県村上地域振興局地域整備部の管轄区域、
新発田地域振興局地域整備部の管轄区域、
新潟地域振興局新津地域整備部の管轄区域、
新潟地域振興局津川地区振興事務所の管轄区域、
新潟地域振興局地域整備部の管轄区域、
三条地域振興局地域整備部の管轄区域、
長岡地域振興局地域整備部の管轄区域、
魚沼地域振興局地域整備部の管轄区域、
十日町地域振興局地域整備部の管轄区域、
南魚沼地域振興局地域整備部の管轄区域、
柏崎地域振興局地域整備部の管轄区域、
上越地域振興局地域整備部の管轄区域、
糸魚川地域振興局地域整備部の管轄区域及び
佐渡地域振興局地域整備部の管轄区域内（以下「管内」という。）に主たる営業所があり、過去5年度以内において次の要件のいずれか1つの実績を有すること。

また、県内に主たる営業所があり、かつ、管内にその他の営業所を有する場合で、過去5年度以内において次の要件のいずれか1つの実績を有すること。

- ① 災害発生前後の県有建物の点検・被害状況調査
- ② 災害発生直後の応急工事

（公共建物（国又は地方公共団体の建物をいう。以下同じ。）の応急復旧工

事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガス等の応急復旧工事等)

- ③ 平常時の公共建物の維持補修、修繕工事
- ④ 防災協定により災害時に県への応援体制をとっている企業
- ⑤ 消防団に対する協力体制をとっている企業
(消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。)
- ⑥ 地域貢献に関わる SDGs 達成に向けた取組
(新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度の認定を受けた者に限る。)

4 申請方法

新潟県電子申請システムにより申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_initDisplay.action

5 必要書類データ

「3 認定要件①～⑥」の要件に該当することを証する契約書等の書面データ。(支店・営業所の場合は、10年以上の営業活動を証する公共機関発行の書面データを含む。)

6 照会先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局営繕課建築整備班

電話 025-280-5447

7 その他

- (1) 県内に主たる営業所があり、かつ、県内にその他の営業所を有する場合は、個別工事の指名通知時において、その他の営業所が県内において10年以上の営業活動があることが指名の条件となりますので、留意願います。
- (2) 「3 認定要件①～③及び⑤」の実績については、認定を受けようとする管内での実績となります。
- (3) 「3 認定要件③」の実績については、国又は地方公共団体(県及び市町村)の建物でないもの及び建物敷地外部の建築設備(埋設配管等)は実績の対象外となりますので、留意願います。
- (4) 地域貢献地元企業として認定されても、入札において指名することを保証するものではありません。
- (5) 認定の有効期間は、次の定期申請年の5月31日までとする。